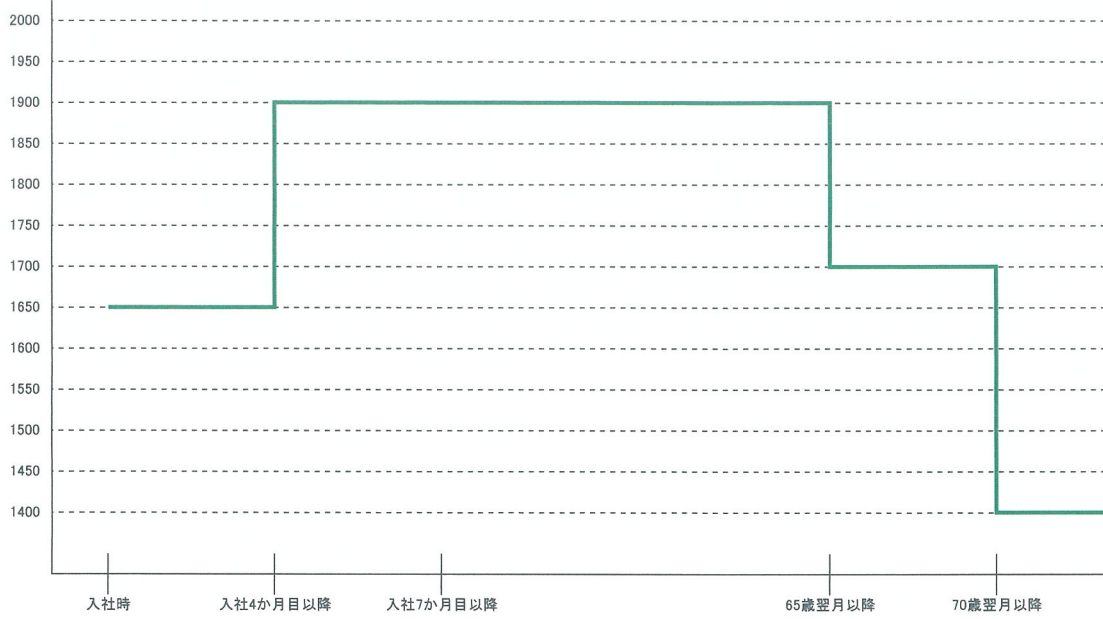


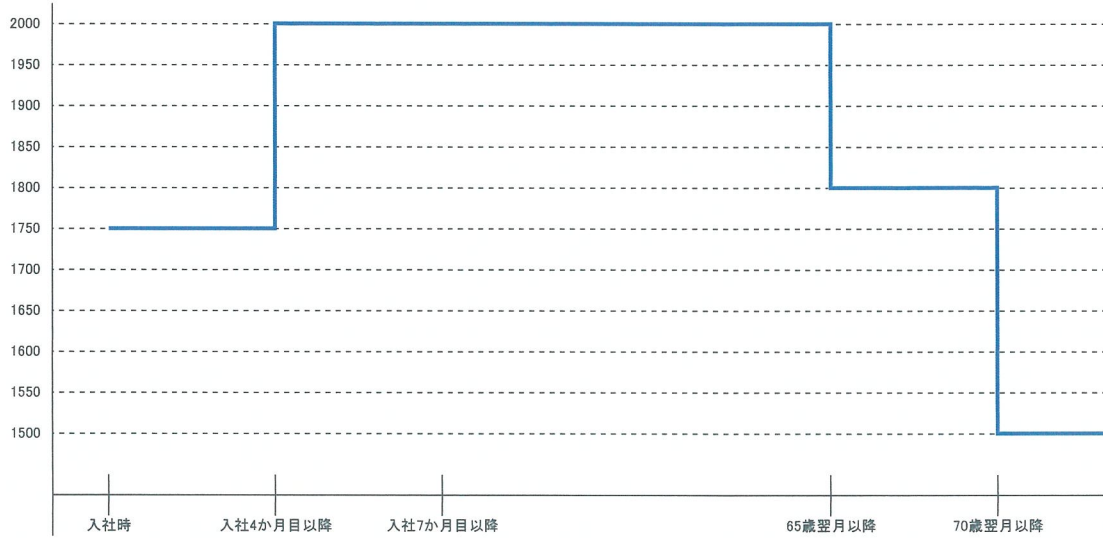
株式会社 ハンディ介護センター グループ 給与単価表

I. 登録ヘルパーの標準単価

令和6年2月1日改定



II. 介護福祉士単価(時給+100円)



III. 介護職員研修修了者単価(時給+50円)



令和6年2月1日改定

			基本単価	早朝・夜間	深夜	日曜	日曜朝夜	日曜深夜
4月～	介護福祉士	I	2000	2200	2500	2200	2400	2700
4月～	実務研修	I	1950	2150	2500	2150	2350	2700
4月～	ヘルパー	I	1900	2100	2500	2100	2300	2700
65-69歳	介護福祉士	III	1800	2000	2500	2000	2200	2700
65-69歳	実務研修	III	1750	1950	2500	1950	2150	2700
65-69歳	ヘルパー	III	1700	1900	2500	1900	2100	2700
～3月	介護福祉士	IV	1750	1950	2500	1950	2150	2700
～3月	実務研修	IV	1700	1900	2500	1900	2100	2700
～3月	ヘルパー	IV	1650	1850	2500	1850	2050	2700
70歳～	介護福祉士	V	1500	1700	2200	1700	1900	2400
70歳～	実務研修	V	1450	1650	2200	1650	1850	2400
70歳～	ヘルパー	V	1400	1600	2200	1600	1800	2400
単独30分	I・II・III・IV		1400	1500	1500	1500	1600	1600
(上記時給換算)	I・II・III・IV		2800	3000	3000	3000	3200	3200
単独30分	V		1200	1300	1300	1300	1400	1400
(上記時給換算)	V		2400	2600	2600	2600	2800	2800

(1) 基本時給 別紙の給与単価表のとおり定める。

介護福祉士資格取得者は、時給100円増し。介護職員研修修了者は、時給50円増し。  
各資格取得による昇給は、定時の雇用契約再締結時以降となることに留意する。  
65歳未満は入社4か月目から時給250円昇給、65歳誕生月翌月から時給200円降給。  
70歳誕生月翌月から時給300円降給。

(2) 割増しとなる時給

(A) 深夜22時～翌朝6時は、(1)に定める基本時給に関わらず、一律次の時給による。

入社直後から、70歳誕生月まで 時給2500円

70歳誕生月の翌月以降 時給2200円

(B)30分単位のサービスには、上記に定める基本時給に関わらず、一律次の時給による。

入社直後から、70歳誕生月まで 30分あたり1400円

70歳誕生月の翌月以降 30分あたり1200円

(C) 早朝6時～8時、夕方18時～22時は、上記時給に200円増し。

(D) 日曜日は、上記(1)ないし(2)各単価による時給(1時間相当)に200円増し。

(E) 祝日は、上記(1)ないし(2)各単価による時給(1時間相当)に100円増し。

(F) 毎年正月3が日および大晦日の時給は上記(1)ないし(2)各単価の5割増し。

(3) 交通費

片道3km以上の場合、1回200円、または、1回100円の交通費(所得税非課税)を支給する。

(4) 研修・ミーティング

前任者からの引継などのために、別のヘルパーが実施するサービスを見学する場合は、一律時給1350円とする。ミーティングへの参加時の時給も同様とする。

(5) 算定外

サービス同行中などの食事代は、1回500円を上限に会社が負担する。※1

業務遂行上の駐車料金、電話代等を登録ヘルパーらが負担した際は、立替金精算を行う。

福祉タクシー運転を行う登録ヘルパーに対し、距離等に応じた手当を支給する。

その他給油作業等、サービス外の業務従事には、会社への申請と承認により支給することがある。

※1 給与所得として所得税課税されることに留意する